

◇被保険者証の発送について

現在お持ちの被保険者証は、平成 29 年 7 月 31 日までの有効期限となっておりますが、平成 29 年 8 月 1 日以降の被保険者証について、7 月中旬に簡易書留にて郵送するように準備を進めています。

※有効期限について原則 1 年間となります。

ただし、平成 30 年 7 月 31 日までに 70 歳になられる方、または、退職医療制度となっている方で 65 歳になられる方については、誕生月の月末までの期限となっております。それ以降の被保険者証については、誕生月の下旬に役場より郵送させていただきます。

◇限度額適用・標準負担額減額認定証について

自己負担限度額は、所得区分によって世帯ごとに異なります。よって、事前に「限度額適用・標準負担額減額認定証」を発行して医療機関に提示することにより、医療費が高額になる場合において限度額までの支払いとすることができます。

長期の入院をされる方や手術等医療費が高額になる場合は、あらかじめ役場で申請をしてください。

申請に必要なもの : 保険証、印鑑

※70 歳以上の方で低所得者 I・II 以外の方は認定証の発行は必要ありません。

※医療機関においては受診者全員に案内をされますが、発行しなくてもよい場合があります。役場窓口にてご確認ください。

◇高額療養費の申請方法について

複数の医療機関で受診され、高額となった場合や世帯で合算して限度額を超えた場合など、高額療養費の支給を受けるために申請を行う必要があります。

高額療養費還付の該当がある場合には、診療月から約 2 か月後に役場より勧奨通知を発布しておりますので、通知が届き次第、申請手続きをお願いします。

手続きに必要なもの : 保険証、印鑑、

保険証に記載されている世帯主の振込口座がわかるもの（通帳等）、

マイナンバーが確認できるもの

診療月の領収書（70 歳以上の方は不要）

◇平成 29 年度国保制度改正について

国による国民健康保険制度改正に伴い、平成 29 年 8 月から制度が変わります。

【70 歳以上 75 歳未満の方の高額療養費制度の改正】

医療費の自己負担が高額になったとき、限度額を超えた分が高額療養費として支給される制度について、70 歳以上 75 歳未満の方の限度額が、平成 29 年 8 月から変更されます。

(平成 29 年 7 月まで)

所得区分	外来	外来+入院
	(個人ごと)	(世帯ごと)
現役並み	44,400 円	80,100 円 + (医療費 - 267,000 円) × 1%
一般	12,000 円	44,400 円
低所得者Ⅱ	8,000 円	24,600 円
低所得者Ⅰ	8,000 円	15,000 円



(平成 29 年 8 月から)

所得区分	外来	外来+入院
	(個人ごと)	(世帯ごと)
現役並み	57,600 円	80,100 円 + (医療費 - 267,000 円) × 1%
一般	14,000 円 (年間 144,000 円)	57,600 円
低所得者Ⅱ	8,000 円	24,600 円
低所得者Ⅰ	8,000 円	15,000 円

・所得区分が「現役並み所得者」の方の変更点

外来の自己負担限度額（月額）が 57,600 円に変更されます。

・所得区分が「一般」の方の変更点

外来（個人ごと）の場合、自己負担限度額（月額）が 14,000 円に変更されます。ただし、長期療養されている方の負担が増えないように、年間限度額 144,000 円が新たに設定されます。これは、平成 29 年 7 月までの限度額（月額）12,000 円の 12 か月分（144,000 円）と変わらないようになっています。

また、外来+入院（世帯ごと）の場合、自己負担限度額（月額）が 57,600 円に変更されます。ただし、過去 12 か月以内に世帯単位の限度額を超えた支給が 4 回以上あった場合は、4 回目以降の限度額は 44,400 円に設定されます。